

発行者

山形県酒田市砂越字小形111
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234-52-2350(代)

FAX 0234-52-3515

URL <http://o-machikou.info/>

謹賀新年

あけましておめでとらござります



※重要告知※

☆総代選挙日程

☆支溝代表者の選任

平成18年7月30日 郡鏡地域協議会主催「水の旅」の一コマ
左から小松原秋さん(堀野内)・佐藤咲希さん(砂越)・高橋優花さん(飛鳥)

新年にあたり



大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

平成十九年の新春を迎え組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年は、春先の低温に悩まされましたが、珍しく台風の影響も受けず順調な秋を迎えることができました。結果として一等米比率も高く品質としては、例年にないできと思われま

す。しかしながら米価の低迷により農家経営は一向に改善しない状況となっております。

組織改革についても積極的に進めております。昨年、一昨年に渡り最上川下流右岸土地改良区連合経費については、引き下げをおこなってきております。さらに、現在おこなわれている国営最上川下流沿岸農業水利事業の中で集中管理室を大町溝土地改良区事務所敷地内に設置することになっており、平成二十一年度当初に完成し稼働する予定となっております。完成し稼働したあかつきには、最上川下流右岸土地改良区連合の組織そのものを整理しながら改革していきたいと考えております。

平成十九年度から大町溝土地改良区管内全域で実施される農地・水・環境保全対策についても、県、酒田市、農協と協議しながら土地改良区としてできる限りバックアップしていきたいと考えております。この事業を実施することによって、今まで農家だけが苦勞しておこなってきた地域の環境整備について地域全体で取り組みることによって農家の負担が少しでも軽減になればと考えておりますし、土地改良区が社会に対しどのような役割を担ってきたか、今後担っていくのか、食を支える農地、その農地に水を引くため国中を血管のように張り巡らせた水路や施設の重要性を多くの人たちに知ってもらう機会をとらえております。現在も全国規模で「21世紀土地改良区創造運動」が実施されており、大町溝土地改良区管内においても、酒田市内田沢小学校への「出前授業」、酒田市郡鏡地域協議会と大町溝土地改良区が共同で主催し、地域の小中学生や父兄等が参加した「水の旅」や、小牧川水環境改善連絡協議会が主催し酒田市立松原小学校の児童・先生が参加した「小牧川の生き物調査」等の各行事にも積極的に参加しております。今後も、学校教育と連携して多くの小中学校から研修に訪れていただけるよう積極的な取り組みを行い、子供達を介して農家以外の多くの方々からも土地改良区に対する理解と協力を得られるように様々な場面における関わり合いを大切にしていきたいと考えているところです。

本年も穏やかで稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

副理事長 岩崎 直

会計係理事 庄司 健吉

理事 鈴木 敏夫

同 伊藤 幹雄

同 佐藤 清人

同 富樫 賢一

同 佐藤 良

同 齋藤 誠一

総括監事 齋藤 久太郎

監事 松田 操

同 寒河江 繁

外職員一同



平成十八年度第一回臨時総代会

去る平成十八年八月二十五日午前九時三十分から大町溝土地改良区事務所において、総代実数四十名の内、三十八名の総代が出席し、議長、遠藤和久総代（引地）の進行で、平成十八年度第一回臨時総代会が開催され、平成十七年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認を含む全十一議案が全員賛成で可決決定されました。

総代会における質疑応答は、次の通りです。（抜粋）

四番 前田茂総代（生石）

近年の厳しい農業情勢の中で賦課金の軽減についてどのような対応がなされているのか、未収金についてどのような考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

齋藤隆理事長

未収金関係については、今回も総括監事から指摘を受け意見が述べられておりますが、大変厳しい状況となっております。

ただし、一般会計につきましては、様々な形で解決してきており、組合員全体から見れば、ほんの一部です。地域的にも偏った形になっており三分の二くらいの地区について全く未収金はありません。

現在、未納対策委員会を開催しながら対応してきておりますが、一つを解決すると又新たな未納者が発生する状況となっております。地域活動をしているところであり、地域活動をとおりし、未収をしてはならないという雰囲気づくりが必要ではないかと考えております。

ほ場整備事業償還賦課金につきましては、未納者の半分以上は元から

の固定した方です。これまで三ヶ年で大きい未納者の数名は地域と農業委員会の協力を得ながら解決して

ますが、未だ未納をしている方がおります。ほ場整備につきましては、各地区において協議会を興し、関係組合員の皆さんから同意を得ながら事業を進めてきたわけですので、今後その組織を主体にし、進めていきたいと考えているところです。

賦課金の負担軽減については、水利費（賦課金は生産費の一部です。税金が掛かるからといって水を絞るわけにはいきません。むしろ前よりも刈り取り直前まで水を流さなければならなくなってきました。そういう計画を組みながら進めています。それが土地改良区の使命と考えております。そのために、いかに負担をかけないでいかに作業をしていくか、これまでも現場人件費や事務経費等抑えながらやってきております。

現在、最上川下流右岸土地改良区連合の組織改革を進めております。今後は、最上川下流右岸土地改良区連合において職員が退職しても人員は増やさず各単区から職員を派遣し、

人件費の軽減を図っております。結果、昨年、一昨年と最上川下流右岸土地改良区連合経費は引き下げして

きております。今後更に改革をおこない組織整備を行っていくけば、更に経費を引き下げしていくことができるとは思いません。平成19年度にはそのような見通しをつけ、平成20年度中には最上川下流右岸土地改良区連合組織そのものを大幅に改革していきたいと単区同士で協議を進めております。

四番 前田茂総代（生石）

平成20年度に向けて大幅な組織改革を行うということでしたがどのような組織改革を目指しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

齋藤隆理事長

組織改革の具体的内容につきましては、まだ正式に最上川下流右岸土地改良区連合理事会で決定していません。正式に決まっていることは、現在実施されている国営事業で、営幹線の維持管理の方法のなかで、草薙頭首工の集中管理システムについて、大町溝土地改良区の事務所敷地に設置するというところで計画して

おります。そのようになりますと大町溝土地改良区が拠点となり最上川下流右岸土地改良区連合施設を引き継ぐような形となるわけですので、今後事務の関係等について最上川下流右岸土地改良区連合から委託を受けるということになるのではないかと様々案を出しながら検討しております。そのような計画を基に平成十九年度以降に検討していきたいと考えております。なお、集中管理室につきましては、現在の計画では平成二十一年度当初には完成、稼働する予定ですので、それにあわせながら最上川下流右岸土地改良区連合の組織そのものを整理しながら改革していく予定で、今後は最上川下流右岸土地改良区連合理事会で様々議論しながら進めていくこととなります。

三十三番 阿曾兼太総代（楢橋）

未収金が解決する中で、新しい未納者も増えてきているということでしたが、なぜ増えてきているのか、説明できる範囲で教えていただきたいと思っております。

もう一点は、米価が下がってきて農家収入が減るといことは土地改良区にとっても賦課金収入に影響があると思います。土地改良区として農家収入を上げる方法を行政に対してどのような提言を行っていったらいいのか、理事長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

会計課長

未収金の傾向については、先ほど理事長からの話もありましたが、解

決された方もおります。未納者が発生する原因については、それぞれ違うため一言では申し上げられませんが、以前未納されて一度解決し再度未納する方もおりますし、まるつきり新たな方もおります。平成17年度の決算時における未納者の数は、二十四名でしたが、現時点では解決された方もおります。耕作面積についても、大きい方、小さい方様々です。また、過年度がある方で分割納入している方もおりますが、分割納入している中で新年度が始まるとその分がまた未納となり相対的に増えている状況も見られます。そのような方については、田を自作しないで全面積委託に出してもらい一般賦課金並びに償還賦課金を委託料から全額貰う形にしている場合もあります。

三十三番 阿曾兼太総代(檜橋)

個人情報保護法により、名前も公表されず地元も知らないということであぐらをかいている気もします。個人の方がままで公の利益を損なうことはできないので、厳しくすることは厳しくし、個人の名前を公表するなり厳しくしなければいつまでもこのような形が続くのではないかと思います。是非強い態度で望んでいただきたいと思えます。

最上川は、雨水排水の最後の場所です。とても水が綺麗であるとはいえないと思えます。水が綺麗なところで作る作物、たとえば遊佐町の牛渡川などで作った作物は、大変おいしいというイメージがあり、テレビ等

でもそのように放送しております。是非山形県でも水の問題を何とか解決しないと農産物の値段は上がっていかないのでないかと思えますし、そこに土地改良区としていかに貢献していけるかということが、平成十八年度の政策の中でも大きなことになっていくと思えますので、今後どのように進めていくのかお聞かせ願いたいと思えます。

齋藤隆理事長

まず始めに、私は、国営事業の関係で東北管内の研修会等に出席しておりますが、最上川は、大変有名です。また草薙頭首工から取水している水についても綺麗だといわれております。水質調査についても毎年行っているわけですが、水質的には十分クリアしております。そのようなことをはつきり全面に出しながらイメージ作りをしていきたいと思えます。

行政との関係につきましては、酒田地区土地改良推進協議会を設置しており、先月も酒田市長始め部長、課長等また、酒田市管内の各農協組合長からも入っていただき会議を開催しております。その中で、我々が提言したのは、今の水の関係等環境整備関係については、土地改良区が務め、それに携わる営農関係についてはもう少し農協から力を入れていただきたいとお願しております。農協でも集落営農のなかで、今回の農地・水・環境保全向上対策の関連についてお互いに仕事を分担した形

で進めていこうという話をしており、そういうことであれば行政でも進めていこうということになっております。今後このような機会を設け様々な問題を話し合いながら進めていきたいと思えます。

三番 石川敏行総代(中野目)

県営圃場整備事業南平田地区内に県道砂越停車場山楯線が通っていますが、その路線の中の平田川から郡山までの区間は、県道雨水路が無いため県道に平行している農道も冠水し用水路まで流れ込んできております。また、冠水した水の掃けるところもなく田の枕地に浸透してきているため常に柔らかい状態になっておりますので、調査の上、土地改良区から行政の方に要望していただければと思えます。

会計課長

早急に現場を調査したいと思えますが、県道の雨水路ですので、県道において防雪柵の設置予定等はあるのか計画を聞きながら進める必要があると思えます。もし、県道において計画があるのであれば、そのときに一緒に改修することが可能なのか併せて協議していきたいと思えます。

三番 石川敏行総代(中野目)

防雪柵については、旧平田町並びに新酒田市に対し、地元の地域から要請がなされていると思えますのでよろしくお願いたします。

二十四番 石黒耕一総代(飛鳥)

砂越排水路の関係ですが、砂利柳第二揚水機を運転するために、砂越

排水路をせき止めることによって上流で排水がとれない状況となっております。せっかく県営排水対策特別事業で改修されても機能しない状況ですので、ゲートの撤去ができないのであれば、せめてゲートを二十センチ上げるようにしていただきたいと思えます。

総務課長

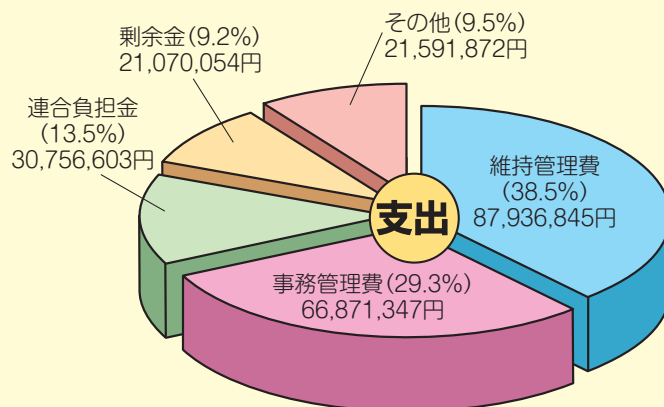
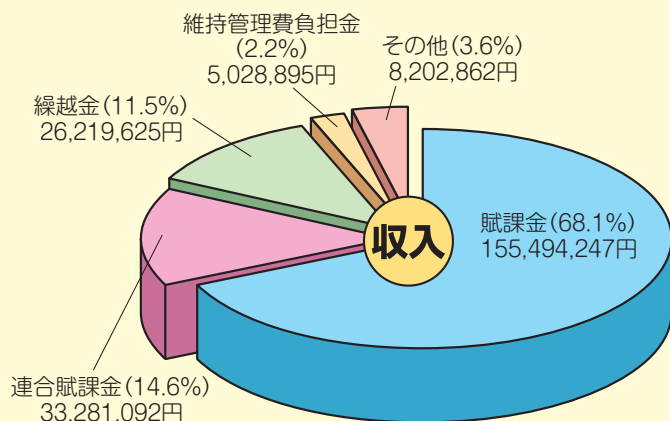
始めに誤解があるようですので、申し上げますが、地元では常にゲートが降りているように思われておりますが、ゲートは常時降りているわけではございません。砂利柳第二揚水機を運転するときだけに使用します。最近、前ほど運転されておりました。実際運転するときにゲートを落とした時点では、確かに排水はよどみますが、それだけではないよう勾配が足りないところもあるようです。

管理課長

もう一つの原因として考えられるのが、砂越排水路の下流にある茨野補助排水機です。この排水機は、西平田地区に補水をするためにあるわけですが、この排水機を運転するために最上川に流れ出す水を少し押さえております。その影響もあるのではないかと考えられますので、今後調査をしていきたいと思えます。

平成17年度の各会計の決算状況

☆一般会計 収入 228,226,721円
 支出 207,156,667円
 差引額 21,070,054円
 平成18年度に繰越す。



☆その他の特別会計の決算状況

(単位：円)

会計区分	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
県営土地改良事業	527,502,954	516,443,281	11,059,673	平成18年度に繰越す。
団体営土地改良事業	84,065,623	81,690,627	2,374,996	平成18年度に繰越す。
団体営上北目地区基盤整備促進事業	5,578,001	5,578,000	1	平成18年度団体営土地改良事業特別会計へ繰入。
団体営飛鳥地区基盤整備促進事業	13,658,002	13,658,000	2	平成18年度団体営土地改良事業特別会計へ繰入。
担い手育成支援事業	45,361,408	45,357,449	3,959	平成18年度に繰越す。
役員退任慰労金	4,245,791	0	4,245,791	平成18年度に繰越す。
水源涵養林	22,167,325	205,830	21,961,495	平成18年度に繰越す。
事務所等維持管理	2,139,041	1,244,367	894,674	平成18年度に繰越す。
決済金	100,804,308	2,084,813	98,719,495	平成18年度に繰越す。
土地改良事業積立金	158,146,131	30,373	158,115,758	平成18年度に繰越す。
顕彰金	3,894,861	1,056,599	2,838,262	平成18年度に繰越す。
自動車償却及び購入基金積立金	3,158,444	0	3,158,444	平成18年度に繰越す。
職員退職給与金	48,099,096	0	48,099,096	平成18年度に繰越す。

平成18年度 視察・研修・校外活動等の報告

大町溝土地改良区では、学校や地域の様々な活動に積極的にお手伝いしております。

問い合わせ 大町溝土地改良区 総務課 庶務係 能登山まで TEL52-2350

・ 視察

夏川沿岸土地改良区(岩手県)



・ 研修

酒田市立田沢小学校出前授業



・ 校外活動

酒田市立松原小学校環境調査活動(小牧川生物調査)



・ 地域活動

郡鏡地域協議会「水の旅」



農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況について

平成19年度から実施される農地・水・環境保全向上対策について現在大町溝土地改良区管内の遊摺部地区が平成19年度からの本格実施に先駆け事業効果を検証するためモデル支援事業地区として実施しております。

事業取り組みに伴う地区設定については、酒田市、J A庄内みどり、大町溝土地改良区及び関係集落と調整し、下表の通りとなっております。今後は、地区における共同活動内容や営農活動支援内容等より具体的な内容について地区毎に話し合いをしていただくこととなります。

大町溝土地改良区管内農地・水・環境保全向上対策実施予定一覧表

地区名	関係集落(管内以外も含む)	総戸数 (戸)	農家数 (戸)	非農家数 (戸)	区域面積 (ha)	
					田 畑等 合計	
酒田	亀ヶ崎・大町・四ツ興野・大宮・遊摺部・浜田	3,233	187	3,046	田 畑等 合計	391.4 9.4 400.8
中平田	大槻新田・手蔵田・熊野田・萩島・本川・茨野新田・小牧・福島・熊手島・大野新田・勝保関(上)・勝保関(下)・中野新田・土崎・大多新田・こあら一丁目	497	331	166	田 畑等 合計	909.0 9.1 918.1
郡鏡	山楯・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・天神堂・泉興野・堀野内・三之宮	212	126	86	田 畑等 合計	306.9 2.3 309.2
砂越	砂越	321	59	262	田 畑等 合計	143.3 0.7 144.0
飛鳥	飛鳥	378	79	299	田 畑等 合計	102.7 0.5 103.2
檜橋	檜橋	86	31	55	田 畑等 合計	66.7 2.0 68.7
東平田	滝野沢・生石・矢流川・大平・通越・金生沢・寺内・北境・境興野・関・横代	522	267	255	田 畑等 合計	628.0 11.0 639.0
山谷	山谷・山谷新田・新山	113	65	48	田 畑等 合計	77.0 4.8 81.8
内郷	土淵・上茗ヶ沢・上餅山・上北目・中北目・小見・下餅山・下茗ヶ沢・引地・上竹田・中竹田・下竹田・中牧田・相沢・石名坂	619	206	413	田 畑等 合計	462.3 29.7 492.0
松嶺・山寺	山寺・松嶺南部・松嶺北部	578	139	439	田 畑等 合計	181.2 0.4 181.6
南部	大沼新田・白ヶ沢・下新田・地見興屋・下大川渡・上大川渡・成沢・荒興野・柏谷沢	225	141	84	田 畑等 合計	188.1 1.7 189.8
田沢	元田沢・小女房・楯山・田沢新田・南田沢				田 畑等 合計	190.6 0.0 190.6
合 計					田 畑等 合計	3,703 85 3,788

平成18年分確定申告用賦課金は認率決定

☆是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられる性質のものではありません。

一定の是認（ぜにん）割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

是認割合の算定は、

“ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の永久資産ととらえ、農業経営の必要経費としては繰延資産分しか含まれない。”

という税務上の判断から、工事費の中からその永久資産経費を除くため工事費の内訳に基づいて、工事費に対する繰延資産取得率（事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合）をほ場整備実施地区毎に算定し、計算した金額が是認額となっております。

※注意事項※

- ・ 10 a 当たりの賦課金が10,000円未満の地区は全額
 - ・ 10 a 当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円
- 詳しい内容のお問い合わせは、大町溝土地改良区総務課財務係までお願いします。

平成18年度大町溝土地改良区賦課金は認額一覧表

科 目	工 区 等	10 a 当り賦課金	是認割合	是認額
一 般 会 計		6,330	100.0%	6,330
県営特別会計	飛鳥地区排水対策	2,075	100.0%	2,075
	内郷地区	13,200	81.7%	10,783
	山元地区	14,140	72.6%	10,262
	中平田東地区	14,910	75.1%	11,195
	南平田地区	12,085	82.8%	10,000
	同 (H17繰償分)	6,670	100.0%	6,670
	西平田地区	田 13,690	80.3%	10,990
	同	畑 8,210	100.0%	8,210
	中平田南地区	田 12,685	89.4%	11,338
	同	畑 7,610	100.0%	7,610
	大正溝地区	14,355	84.2%	12,086
	砂越地区	田 12,920	77.4%	10,000
	同	畑 7,750	100.0%	7,750
	同 (茨野新田H10繰償分)	9,135	100.0%	9,135
	同 (H12繰償分)	田 8,846	100.0%	8,846
同	畑 5,307	100.0%	5,307	

科 目	工 区 等	10 a 当り賦課金	是認割合	是認額
県営特別会計	中平田西地区	10,055	99.5%	10,000
	同 (H14繰償分)	7,553	100.0%	7,553
	飛鳥砂越地区	7,745	100.0%	7,745
	檜橋地区 (H 9 繰償分)	5,224	100.0%	5,224
団営特別会計	寺田第二地区	585	100.0%	585
	南田沢第二地区	540	100.0%	540
	相沢川地区	10,000	100.0%	10,000
	上郷溝地区	13,510	74.1%	10,000
	石名坂地区	14,355	74.3%	10,653
	飛鳥地区	10,735	93.2%	10,000
	山寺地区	14,755	72.4%	10,670

— 支溝代表者の選任について —

今年、総代の総選挙と合わせまして、支溝代表者の任期も満了（平成19年2月28日）することになっております。

次期の支溝代表者について各支溝関係集落と協議のうえ、支溝代表者選出届け用紙により平成19年1月31日まで届け出ていただくようお願い申し上げます。

なお、支溝代表者選出届け用紙については、1支溝に1枚を各正支溝代表者に送付しております。

◎各支溝名及び代表者数

番号	支溝名	正代表者	副代表者	計	番号	支溝名	正代表者	副代表者	計
1	上郷溝	1名	-	1名	8	山元	1名	-	1名
2	大正溝	1名	-	1名	9	柳沢	1名	-	1名
3	山寺	1名	-	1名	10	東幹線	1名	4名	5名
4	上堰下堰	1名	4名	5名	11	第1幹線	1名	1名	2名
5	南田沢	1名	-	1名	12	南幹線	1名	5名	6名
6	相沢川	1名	1名	2名	13	中北幹線	1名	5名	6名
7	山谷檜橋	1名	1名	2名	14	横根山	1名	-	1名
						14支溝	14名	21名	35名

※ 問い合わせ先：大町溝土地改良区 管理課 TEL0234-52-2350

農地に変更があった場合はすぐに届出を!

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年二月末日現在で決定しております。平成十九年度の賦課面積異動も今年の二月二十八日(水)までとなっております。農地の権利等に移動がときは組合員自ら土地改良区に届出ていただくことになっております。心当たりの方は次に記載されている書類をご持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、せっかく手続きをしても二月二十八日(水)を過ぎると平成十九年度の賦課金の変更はできませんのでご注意ください。

また、農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

◎所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記済み証写し及び両者の印鑑を持参してきてください。大町溝所定の用紙(組合員資格得喪通知書)で手続きが必要です。

※農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になれる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は新しく組合員となる方の印鑑をご持参いただくだけで結構ですので、必ず届け出をしていただくようお願いいたします。

☆所有権、耕作権等の変更の場合

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年二月末日現在で決定しております。平成十九年度の賦課面積異動も今年の二月二十八日(水)までとなっております。農地の権利等に移動がときは組合員自ら土地改良区に届出ていただくことになっております。心当たりの方は次に記載されている書類をご持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、せっかく手続きをしても二月二十八日(水)を過ぎると平成十九年度の賦課金の変更はできませんのでご注意ください。

また、農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失(解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲(使用貸借)・農業経営者変更賃貸借	
<p>農業委員会長の確認印</p> <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地登記簿謄本(法務局より) 土地権利書 農地法第3条許可書(農業委員会より) 農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) <p>上記のいずれかの書類の写しを添付</p>	<p>農業委員会長の確認印</p> <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地登記簿謄本(法務局より) 土地権利書 <p>上記のいずれかの書類の写しを添付</p> <p>現資格者の印は不要、死亡年月日を明記</p>	<p>農業委員会長の確認印</p> <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条許可書(農業委員会より) 農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) <p>上記のいずれかの書類の写しを添付</p>	<p>農業委員会長の確認印</p> <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法第20条の確認通知(合意解約)(農業委員会より)の写しを添付
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。 賦課金引落とし口座の変更の場合は、賦課金引落とし口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。 			

☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

◎所轄農業委員会への転用申請前に大町溝へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、その後大町溝と転用組合員及び転用関係者との間で除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外となります。その後所轄農業委員会に大町溝の意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

二、公共事業による買収の場合

◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決算金に対する協定を結ぶ必要があるために「組合員の印鑑が必要」です。大町溝へ決済金を納入し地区除外となります。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きしていただくことも可能です。

公共事業による農地の買収の場合、大町溝に連絡がないままに行われることが多く見受けられ、そのままにしておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体(買主)に大町溝への連絡の有無を確認されるか、「大町溝財務係まで」一報下さいます。

☆農地を転用(農地転用等の通知)する場合の手続き

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自所を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業 買収に伴う転用
受付時の 通知書への 記載確認事項	転用組合員名 地区総代の署名捺印	転用組合員名(現在の組合員) 転用関係者名(新たな取得予定者) 地区総代の署名捺印	転用組合員からの申し出
位 置 図	○	○	
公 図(写し)	○	○	丈 量 図
登 記 簿 謄 本	○	○	地積計算書
そ の 他			事業概要書
↓ ↓			
	決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、地区除外となる。

各種届出用紙は、大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) からダウンロードすることができます。

大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)

- ・使用料又は阻害補償料

使用の目的	単 位	年 額
電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔施設	公衆電気通信法施行令に基づく	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm~100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積1㎡あたり	2,000円以内

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料7,000円)

- ・浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単 位	年 額
浄化水	し尿浄化槽	一般家庭用 1ヶ所	2,000円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人槽まで 1人あたり	400円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人~100人槽まで 1人あたり	350円
浄化水	会社、工場、病院、その他	100人槽以上 1人あたり	300円
排 水	会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年 1㎡あたり	2円

国営最上川下流沿岸農業水利事業の状況について



今年度は、国営最上川下流沿岸農業水利事業における草薙頭首工並び右岸幹線トンネルの改修工事が実施されております。

平成19年の春からは、改修され新しくなった草薙頭首工から取水した水を各地域に送ることができるようになります。



◎草薙頭首工軀対改修その他建設工事（頭首工本体の門柱改修、堰柱改修及び操作室改修工事）

請負会社 丸充建設株式会社

工期 平成18年8月8日から平成19年6月29日まで

請負金額 154,245,000円(税込み)



◎草薙頭首工除塵設備建設工事

請負会社 株式会社日立プラントテクノロジー東北支社

工期 平成17年10月24日から平成19年3月23日まで

請負金額 254,100,000円(税込み)

◎草薙頭首工ゲート設備建設工事

請負会社 株式会社興和製作所

工期 平成17年9月28日から平成19年3月24日まで

請負金額 206,850,000円(税込み)



◎右岸幹線トンネル工事

請負会社 升川建設

工期 平成18年10月2日から平成19年3月23日まで

請負金額 134,400,000円(税込み)

問い合わせ先：東北農政局最上川下流沿岸農業水利事業所
東田川郡庄内町余目字滑石54-1 TEL0234-42-3612

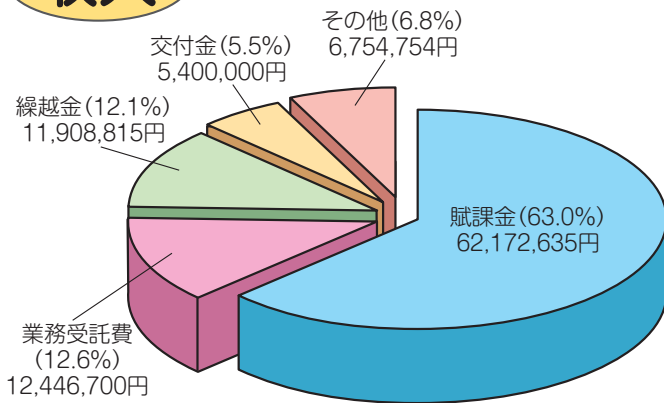
最上川下流右岸土地改良区連合 平成17年度決算状況

☆一般会計

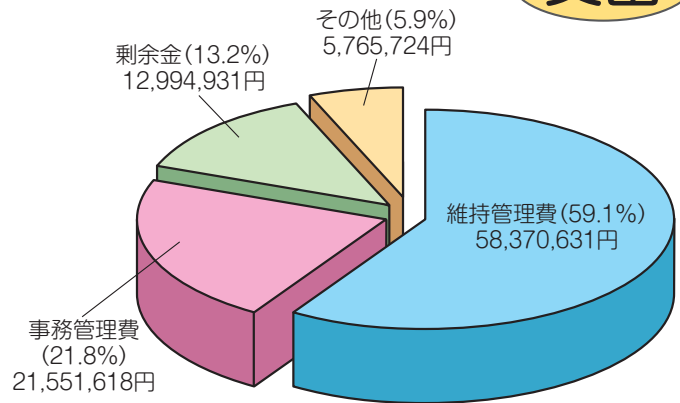
収 入	98,682,904円
支 出	85,687,973円
差し引き	12,994,931円

平成18年度に繰り越す

収入



支出



☆その他の特別会計

単価 (円)

予 算 科 目	収入決算額	支出決算額	収入支出差引残額	備 考
自動車償却及び購入基金	1,667,572	1,500,000	167,572	平成18年度に繰越す。
職員退職給与金	24,783,705	575,600	24,208,105	平成18年度に繰越す。
役員退任慰労金	1,086,189	41,250	1,044,939	平成18年度に繰越す。
褒 賞 金	789,241	0	789,241	平成18年度に繰越す。
事務所整備資金	638,526	0	638,526	平成18年度に繰越す。
財政調整資金	72,831,068	1,500,000	71,331,068	平成18年度に繰越す。
計	101,796,301	3,616,850	98,179,451	

☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

区 分	土地 (敷地等)	土地 (山林原野等)	建 物
面 積	6,553.05㎡	18,009.00㎡	469.87㎡

☆最上川下流右岸土地改良区所属土地改良区の現状

項 目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合 計
地区総面積	2,946.6ha	5,615.2ha	8,561.8ha
内 国営事業関係面積	2,822.7ha	3,460.4ha	6,283.1ha
組合員数	1,682人	3,543人	5,225人
内 国営事業関係組合員数	1,609人	1,867人	3,476人

総代選挙の日程等について

平成19年2月3日任期満了による次期総代選挙の日程が

平成19年1月22日(月)告示、同年1月29日(月)投票と決まりました。

1. 立候補予定者説明会

今回から、立候補の届け出場所が合併により酒田市選挙管理委員会1カ所となったため立候補が集中することが予想されます。立候補届の混乱を避けるため事前に立候補予定者説明会を下記の日程で開催することとなりましたので、必ず出席していただくようお願いいたします。なお、都合により本人が出席できない場合は、代理の方でもかまいませんので、必ず出席くださるようお願いいたします。

また、立候補予定者説明会当日に、届け出に添付する「大町溝土地改良区組合員の証明」を取得していただくように合わせてお願いいたします。

- (1) 開催日時 **平成19年1月15日(月)午後1時30分から**
 (2) 開催場所 大町溝土地改良区事務所 大会議室
 (3) 持参するもの 認め印(大町溝土地改良区組合員の証明に必要)

2. 立候補の届け出

- (1) 届け出の期間 平成19年1月22日(月)から
平成19年1月23日(火)まで 2日間午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届け出の場所
 第1選挙区 }
 第2選挙区 } 庄内情報プラザ4F酒田市中町一丁目4番10号
 第3選挙区 }
- (3) 届け出の注意 立候補届け出をする組合員は、**事前に大町溝土地改良区から組合員である証明を受け、その証明書を添付して立候補の届け出**を行って下さい。

3. 投票の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年1月29日(月)午前9時～午後2時まで
 (2) 場所

選挙区	投票区	投票所名称	投票所の所在
1	1	酒田市平田農村環境改善センター	酒田市飛鳥字契約場70
	2	酒田市東平田公民館講堂	酒田市生石字登路田8の1
2	1	酒田市中平田公民館講堂	酒田市熊手島字中福島66
	2	酒田市東禅寺コミュニティ防災センター	酒田市みずほ二丁目8-7
3	1	酒田市南部公民館	酒田市地見興屋字前割9の4
	2	酒田市山寺公民館	酒田市山寺字見初沢165
	3	酒田市内郷公民館	酒田市相沢字鶴牧56

※総代の立候補が、選挙区毎に定数以内であれば投票はおこなわれません。

4. 選挙区と総代の定数

選挙区別	投票区別	投票区 の 区 域	総代数
第 1 選挙区	第 1 投票区	酒田市飛鳥・砂越・天神堂・泉興野・堀野内・三之宮・山楯・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・楢橋・山谷新田・山谷・田沢字長根下・北俣字仁助新田 東田川郡庄内町榎木	15
	第 2 投票区	酒田市生石・北沢・横代	
第 2 選挙区	第 1 投票区	酒田市手蔵田・熊野田・本川・茨野新田・小牧新田・小牧・熊手島・大野新田・勝保関・中野新田・土崎・大多新田・古荒新田・漆曾根	14
	第 2 投票区	酒田市大町・大宮・遊摺部・丸沼・字仁助谷地・鷺谷地・扇谷地・四ツ興野・大宮三丁目	
第 3 選挙区	第 1 投票区	酒田市成興野・大川渡・地見興野・白ヶ沢・大沼新田	13
	第 2 投票区	酒田市山寺・字金谷・西田・山田・片町 東田川郡庄内町古関	
	第 3 投票区	酒田市土淵・茗ヶ沢・上餅山・下餅山・上北目・中北目・小見・竹田・引地・中牧田・相沢・石名坂・田沢字堰下・下モ山・前川原・北川原・堰口裏	
計			42

5. 日程

月	日	内 容	備 考
1月15日(月)	午後1時30分～	総代立候補予定者説明会	大町溝土地改良区事務所 TEL0234-52-2350
1月22日(月)	午前8時30分～午後5時まで	総代立候補届	酒田市選挙管理委員会 TEL0234-26-5765 (庄内情報プラザ4F 酒田市中町一丁目4番10号)
1月23日(火)	午前8時30分～午後5時まで		
1月29日(月)	午前9時～午後2時まで	総代選挙投票	各選挙区投票区別投票所
1月31日(水)	午後2時～	当選証書付与式	大町溝土地改良区事務所
2月3日(土)		現総代の任期満了	
2月4日(日)		新総代就任	
2月中旬		新総代による臨時総代会開催	

財務状況のあらまし

平成18年3月31日現在

☆長期借入金の状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。






事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度
寺田第二地区かんがい排水事業	147	H19	中平田東地区ほ場整備事業	59,458	H18
南田沢第二地区かんがい排水事業	749	H26	南平田地区ほ場整備事業	52,488	H24
上郷溝地区区画整理事業	16,610	H18	西平田地区ほ場整備事業	517,931	H25
石名坂地区区画整理事業	3,849	H18	中平田南地区ほ場整備事業	324,293	H32
飛鳥地区排水対策特別事業	5,454	H24	大正溝地区ほ場整備事業	221,084	H33
飛鳥地区区画整理事業	39,812	H25	砂越地区ほ場整備事業	264,811	H35
山寺地区区画整理事業	104,633	H28	中平田西地区ほ場整備事業	128,440	H31
内郷地区ほ場整備事業	261,841	H24	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	21,214	H25
山元地区ほ場整備事業	91,904	H20	合 計	2,114,718	

☆平準化事業資金借入金の状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度
相沢川区画整理事業	4,480	H23	中平田東地区ほ場整備事業	147,830	H27
上郷溝地区区画整理事業	85,030	H27	南平田地区ほ場整備事業	111,450	H27
石名坂地区区画整理事業	22,550	H27	西平田地区ほ場整備事業	100,430	H27
飛鳥地区区画整理事業	30,310	H27	中平田南地区ほ場整備事業	14,500	H27
山寺地区区画整理事業	36,450	H27	大正溝地区ほ場整備事業	1,180	H27
内郷地区ほ場整備事業	162,790	H27			
山元地区ほ場整備事業	120,980	H27	合 計	837,980	

☆区有財産の状況

◎土地(敷地等) 7,820.29㎡ 	◎山林(山林等) 400,838.24㎡ 	◎建物(面積) 883.86㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,423,500円
--	--	---	--	---	----------------------------